

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2023年（令和5年）12月19日

福山市長 枝 広 直 幹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンターコーナン新市店
所在地 福山市新市町大字戸手662

- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
別紙のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり

- 3 変更の年月日
別紙のとおり

- 4 変更する理由
別紙のとおり

- 5 届出年月日
2023年（令和5年）12月7日

- 6 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）
 - (2) 縦覧期間
2023年（令和5年）12月19日から2024年（令和6年）4月19日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2024年（令和6年）4月19日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

別紙

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	住 所	変更年月日・理由
新市ショッピングタウン	福山市新市町大字戸手662	

(変更後)

名 称	住 所	変更年月日・理由
ホームセンターコーナン新市店	福山市新市町大字戸手662	令和5年12月1日 核テナント変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	令和5年8月21日 閉店
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	令和5年9月4日 閉店

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
コーナン商事株式会社	代表取締役 足田 直太郎	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	令和5年12月1日 入店